「大分つや姫」生産者登録制度実施要領

（目的）

第１条　本要領は、「大分つや姫」の高品質生産及び流通を確保するため、一定の要件を設けた上で生産者登録を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（登録の対象者）

第２条　登録の対象となる生産者は、農業者、及び法人とする。

（登録要件）

第３条　つや姫の栽培に熱心に取り組む高い技術力を有する生産者による栽培を促進するため、登録要件を下記により設定する。

（１）基本要件

　　①集荷事業者が指定する共同出荷組織に加入すること。

　　②出荷を目的とした作付けを行い、収穫物は自家消費分を除き全量農産物検査を受け集荷事業者等へ出荷すること。

（２）栽培要件

　①栽培マニュアルを遵守し、良食味・高品質栽培に努めること。

　　②種苗の譲渡と自家採種は行わないこと。

③大分つや姫栽培基準により栽培し、生産履歴を記帳し集荷事業者へ提出すること。

※「大分つや姫栽培基準」とは、つや姫施肥基準における窒素施肥量のうち化学肥料由来の窒素成分量を１／２以下、かつ化学合成農薬の使用成分回数が１１回以下とする栽培。

（３）その他

①正当な理由無く上記要件を満たさなかった場合は、次年度の登録を行わないこととする。

（登録の申請）

第４条　登録申請する生産者（以下、「登録者」という。）は、種子購入時に「大分つや姫」生産者登録申請書（様式第１号）を種子販売者（JAグループ又は大分県食糧集荷協同組合）へ提出するものとする。

２　種子販売者は提出された申請書を所轄の振興局を経由して事務局（大分県農地活用・集落営農課）へ提出するものとする。

（生産履歴の提出）

第５条　登録者は、栽培終了後に生産履歴を集荷事業者へ提出するものとする。（第３条（２）の③関係）

（登録者の責務）

第６条　登録者は、この要領に定める事項を誠実に遵守しなければならない。

（登録協議会の設置）

第７条　「大分つや姫」のブランド米としての評価確立及び本要領の適正な運営を図るため、「大分つや姫」生産者登録協議会を（以下、「協議会」という。）を設置する。

２　協議会設置要領は、別途定める。

（報告の徴収等）

第８条　協議会が特に必要があると認めるときは、登録者に対して、「つや姫」に係る報告等を求めることができる。

附則 この要領は、令和元年１１月８日から施行する。

附則 この要領は、令和２年１１月１１日から施行する。

（様式第１号）

年　　月　　日

「大分つや姫」生産者登録申請書

　「大分つや姫」生産者登録協議会長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同出荷組織名

申請者住所

申請者氏名　　　　　　　　　　　印

申請者電話番号

このことについて、別紙のとおり「大分つや姫」の登録を申請します。

、下記要件を遵守することを誓います。

記

（１）基本要件

　　①集荷事業者が指定する共同出荷組織に加入します。

　　②出荷を目的とした作付けを行い、収穫物は自家消費分を除き全量農産物検査を受け集荷事業者等へ出荷します。

（２）栽培要件

　①栽培マニュアルを遵守し、良食味・高品質栽培に努めます。

　　②種苗の譲渡と自家採種は行いません。

③大分つや姫栽培基準により栽培し、生産履歴を記帳し集荷事業者へ提出します。

※「大分つや姫栽培基準」とは、つや姫施肥基準における窒素施肥量のうち化学肥料由来の窒素成分量を１／２以下、かつ化学合成農薬の使用成分回数が１１回以下とする栽培。

（３）その他

①正当な理由無く上記要件を満たさなかった場合は、次年度の登録が行われないことを承知します。

（別紙）

　　　　　年　つや姫作付計画書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 市町村名 | 集落名 | つや姫作付面積(a) | つや姫生産予定数量(kg) |
|  | 出荷先 | うち出荷数量(kg) | うち自家消費数量(kg)※ |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |

　　※：自家消費数量は、出荷を目的とした作付けを考慮した上で記入する。

　　注）つや姫の作付け予定圃場一筆ごとの地番、面積を下記に記入する。

「大分つや姫」作付け予定圃場一覧

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| NO | 市町村名 | 集落名 | 氏　　名 | 圃場地番 | 面積(a) |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |